

令和5年度（2023年度） 鎌倉市職員採用選考受験案内

募集職種

事務（弁護士）課長級

勤務開始日は原則として、令和6年（2024年）4月1日からです。

【主な日程】

申込受付期間	令和5年（2023年）10月25日（水）9時00分から 11月6日（月）12時00分まで
申込方法	電子申請のみ ※受付期間最終日は、アクセス集中により申込サイトに繋がりにくくなる場合があります。いかなる場合も受付期間を過ぎてからの申込みはできませんので、余裕をもって申込みしてください。
第一次選考	提出していただいた申込内容について書類審査を実施します。
第二次選考	第一次選考を合格した方に面接を実施します。 令和5年（2023年）11月15日（水）
最終合格発表	令和5年（2023年）11月下旬

1 募集する職種、採用予定人数及び職務内容

職 種 等	採用予定人数	職 務 内 容
事務（弁護士）課長級	1名	(1) 行政事務執行上の法的問題に関する職員からの相談対応 (2) 指定代理人又は訴訟代理人としての訴訟又は調停の対応 (3) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る助言、指導 (4) 法令関係研修の計画実施

勤務開始日は原則として、令和6年（2024年）4月1日からです。

2 受験資格

内 容 職 種 等	受 験 資 格	
	職務経験・資格	年 齢
事務（弁護士）	弁護士資格を有し、その資格に基づき職務経験が2年以上ある者	昭和48年（1973年）4月2日以降に生まれた人

※職務経験

- (1) 職務経験とは以下のものが該当します。
 - ア 弁護士としての実務経験
 - イ 国、地方公共団体での常勤弁護士（任期付職員等）としての実務経験
 - ウ 弁護士資格取得後の、国、地方公共団体、民間企業等での法務や訴訟に関する実務経験
 - エ その他上記と同等の経験
- (2) 職務経験には、上記のうち週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続した期間が該当します。
- (3) 最終合格発表後、職務経験を確認するため、職務経歴書を提出していただきます。

※ 受験資格にかかわらず、次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条の規定に該当する人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続

電子申請による受付となります。

次の期間中に市ホームページから、「神奈川電子自治体共同運営サービス（e-kanagawa 電子申

請)」にアクセスして申込みしてください。

※ホームページに「電子申請に関するマニュアル」を掲載します。申込方法の詳細については、そちらを必ず御確認ください。

(URL : <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/0510ninkitsuki.html>)

【申込受付期間】

令和5年(2023年)10月25日(水)9時00分から11月6日(月)12時00分まで

※ 電子申請のみの受付となります。郵送や持参等での提出はできませんので御注意ください。

※ 受付期間最終日は、アクセス集中により申込サイトに繋がりにくくなる場合があります。いかなる場合も受付期間を過ぎてからの申込みはできませんので、余裕をもって申込みしてください。

4 試験の方法

(1) 第一次選考

内 容	申込内容、エントリーシート(論文含む)及び職務経歴書について、書類選考を実施します。 【論文等テーマ】 (1) 鎌倉市の事務(弁護士)を志望する理由を記載してください。(300字程度) (2) これまでの職務経験を鎌倉市職員(弁護士)としてどのように生かしたいか、具体的に記載してください。(1,200~1,500字)
提出方法等	ホームページから、エントリーシート及び職務経歴書をダウンロードし、書類を作成してください。その後、e-kanagawaから申し込む際にその書類及び「弁護士資格を有することを証明する書類の写し」を添付してください。 ※e-kanagawaの操作方法は「電子申請に関するマニュアル」を参照してください。
合格発表	令和5年(2023年)11月13日(月)を予定しています。 (市のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはe-kanagawaからその旨をお知らせします。なお、郵送による通知は致しません。)

(2) 第二次選考

内 容	第一次選考合格者に対し、会場を指定のうえ、個人面接を行います。
日 程	令和5年(2023年)11月15日(水)
会 場	鎌倉市役所本庁舎等(試験会場等の詳細は、第一次選考合格者にお知らせします。)
合格発表	令和5年(2023年)11月下旬 (市のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者には郵送にて通知します。)

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、特定任期付職員採用候補者名簿に登載されます。

(2) 採用の時期について、原則として令和6年(2024年)4月1日となります。

(3) 採用後6か月は条件付採用となります。この期間の実績により、正式採用しない場合があります。

(4) 受験資格がないこと又は申込の記載事項が正しくないことが判明した場合、また、採用日まで受験資格要件が満たされなかった場合は、合格を取り消し、職員採用候補者名簿から削除します。

(5) 外国籍の方について、就労が制限される在留資格の方は、採用しません。

6 職位及び配置

本市の課長職に任じます。なお、令和5年（2023年）10月現在、総務課への配置を予定していますが、事務の見直し等により配置を採用後に変更する場合があります。

<指揮系統例> 部長-次長-**課長**-担当係長-担当職員

7 勤務条件

(1) 給与

給与は、鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例施行規則に基づいて支給されます。また、初任給は、職務経験年数、最終学歴等に応じて一定の基準により決定します。

初任給	560,000円程度
-----	------------

※ 上記は、鎌倉市職員と同種とみなされる職務経験があつて採用された場合の金額です。

このほか、期末勤勉手当や通勤、住まい、家族の状況などに応じて諸手当を支給します。

上記の給与額は、令和5年（2023年）10月1日における初任給（地域手当を含む。）の想定であり、今後条例改正等が行われたときは、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

勤務時間	原則として8時30分から17時15分まで
休日	原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
休暇等	年次有給休暇のほか、夏季・リフレッシュ・結婚・産前産後・出産・育児参加・子の看護・短期介護などの特別休暇等があります。

8 服務等について

任期の定めのない常勤職員となるため、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されるので、現在の弁護士業務を停止する必要があります。

9 その他注意事項

- (1) 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。
- (2) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、市ホームページ及びX（旧 Twitt）
- (4) 鎌倉市職員採用情報で行います。

【問合せ先】

鎌倉市総務部職員課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467 (23) 3000 内線 2232

※ お電話でのお問い合わせは、開庁日の9時00分から12時00分、13時00分から17時00分までの間となります。



職員課ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-t.html>



X（旧 Twitter）鎌倉市職員採用情報 https://twitter.com/kamakura_saiyou